

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から16年7月1日までの期間及び18年7月1日から19年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、9年4月から14年12月までは30万円、15年1月から16年6月までは32万円、18年7月から19年7月までは36万円、同年8月から同年10月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年11月から20年3月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から16年7月1日まで
② 平成18年7月1日から20年4月1日まで

ねんきん定期便が来たので、申立期間当時の給与明細書と比べたところ、給与明細書の支給額よりもオンライン記録の標準報酬月額が低いことに気が付いた。給与からは厚生年金保険料がきちんと控除されていたはずなので、標準報酬月額の記録を正しいものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月1日から16年7月1日までの期間及び18年7月1日から20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あ

っせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成9年4月1日から16年7月1日までの期間及び18年7月1日から19年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年11月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年11月から同年12月までの期間及び19年3月を除く申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、9年4月から14年12月までの期間は30万円、15年1月から16年6月までの期間は32万円、18年7月から同年10月までの期間、19年1月から同年2月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間は36万円、同年8月から同年10月までの期間は34万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年11月から同年12月までの期間及び19年3月については、保険料控除額等を確認できる給与明細書及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できないものの、当該月の前後である18年10月及び19年1月、同年2月及び同年4月の給与明細書では、いずれの月においても36万円を上回る報酬月額が支給されており、給与から控除されている保険料額に基づく標準報酬月額はいずれも36万円であることから、これらの保険料額に基づく標準報酬月額と同じ36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、申立期間当時の社会保険関係資料及び賃金台帳を保管しておらず、当時の状況は不明であるとしているが、給与明細書等において確認で

きる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額または保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年11月から20年3月までは28万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年11月から20年3月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年4月1日から14年2月22日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(26万円)であったと認められることから、申立人の13年4月から14年1月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年4月1日から14年2月22日
② 平成16年2月1日から同年2月29日
③ 平成16年3月1日から同年3月31日
④ 平成16年4月1日から17年5月31日

申立期間にかかる標準報酬月額が誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間①における平成13年4月から14年1月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月22日付けで遡って22万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人の保管する給与明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料は、引き下げ前の26万円の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主を含む24人についても申立人と同様に、平成14年2月22日付けで、標準報酬月額を遡及訂正する処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、平成14年2月22日付けで行われた遡及訂正は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立

人の平成13年4月から14年1月までの標準報酬月額については、26万円に訂正することが妥当である。

一方、申立人は申立期間②、③及び④についても標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該申立期間については、給与明細書から控除されている厚生年金保険料がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月1日から20年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を17年7月から18年8月までは34万円、同年9月から20年6月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年7月1日から同年9月16日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年7月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から20年9月16日まで
私がA社に勤めていた申立期間の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年7月1日から20年9月16日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適

用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 17 年 7 月 1 日から 20 年 7 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 7 月 1 日から同年 9 月 16 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 7 月 1 日から 20 年 7 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、17 年 7 月から 18 年 8 月までの期間は 34 万円、同年 9 月から 20 年 6 月までの期間は 32 万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 16 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年 7 月から同年 8 月までは 28 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 7 月から同年 8 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

昭和52年3月31日までA社の社長秘書として勤務し、引き続き、同社の社長が経営するC病院の理事兼事務長として勤務するよう指示を受け、同年4月1日付けでC病院勤務を開始した。したがって、厚生年金保険料は継続して支払っていたので申立てしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び当時の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるC病院に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社からC病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年12月1日から7年12月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、32万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から平成7年12月31日まで
申立期間の標準報酬月額が当時の給与とは大幅に違っている。預金通帳の写しを提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年12月1日から7年12月31日までの期間について、申立人から提出された預金通帳の写しから、A社より標準報酬月額を上回る額の給与が支払われていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録においては、当初、申立人のA社における標準報酬月額は32万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった平成7年12月31日の後の8年2月7日付けで、6年12月1日から7年12月31日までの標準報酬月額が9万2,000円に遡って引き下げられている上、事業主及び他の幹部社員の標準報酬月額が同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成6年12月1日から7年12月31日までの期間の標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、昭和61年4月1日から平成6年12月1日までの期間について、申立人が提出した預金通帳の写しから、申立期間におけるA社における給与額とオンライン記録の標準報酬月額との差異が認められる。

また、A社の他の元従業員からも、「実際の給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低い。」との供述がある。

しかしながら、申立人の元同僚が所持する複数枚の給料明細書（写）から、当該事業所において給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額であり、実際の給与額から算出された保険料額ではないことが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所においては、従業員に支払った給与総額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所に届け出ることが常態となっていた事情がうかがわれる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡しているため、申立人の申立期間の給与額及び保険料控除について確認することができない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 28 日まで
② 昭和 44 年 1 月 6 日から同年 9 月 1 日まで

A社において朝早くから夜遅くまで働き、他の人達よりも給料を多くもらっていたと思うが、社会保険事務所(当時)に記録されている厚生年金保険の標準報酬月額が低いため、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の報酬額より低く記録されている。」と主張している。

しかし、申立期間①当時の同僚 12 人及び申立期間②当時の同僚 10 人の標準報酬月額を調査したところ、申立人の標準報酬月額が、同僚と比較して不当に低額であるという事情は見当たらず、同僚への照会、聴取においても保険料控除額を推認できる関連資料及び証言等は得られない。

また、申立期間当時の当該事業所元役員は、「社会保険事務所への届出は基本給で行い、給料は、基本給と能力給との合算で支払っていたと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における標準報酬月額の記録を遡及して訂正しているなどの不自然な事務処理は見当たらない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 3 月 7 日から 36 年 3 月 19 日まで

申立期間①は、高校を卒業し、A事務所に勤務したが、昭和 34 年 4 月から同年 7 月までの厚生年金保険の記録が無い。

また、申立期間②は、臨時職員としてB局に勤務していたのに、厚生年金保険の記録が確認できない。両申立期間とも勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同時に採用され、昭和 34 年 4 月から勤務していたとする同僚の証言等から、申立人が申立期間においてA事務所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と厚生年金保険被保険者資格取得日が同一日である複数の同僚が、資格取得日よりも前から当該事業所に勤務していたこと及び試用期間があったことを証言していることから、当該事業所においては、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、採用してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

また、当該事業所は、昭和 36 年 9 月に施設が完成した後の同年 11 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関係資料は無く、申立人の申立期間当時の厚生年金保険加入状況について調査することができない。

申立期間②について、C社は、「正職員は共済組合に加入し、非常勤職員は厚生年金保険に加入させる取扱いである。」としているところ、C社D支店が提出した人事記録によれば、申立人は申立期間において非常勤職員である事務補助員及び臨時補充員の立場でB局に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたB局は、オンライン記録には厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同局が所在するE郡に係る健康保険厚生年金保険適用事業所台帳を調査したが、申立期間当時、適用事業所となっている局は無いことから、申立期間当時においては、局が非常勤職員について厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っていなかったものと思われる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から平成 3 年 1 月 16 日まで
年金記録を確認したところ、A社で勤務していた時の標準報酬月額が、実際の給与の額に比べ低額であることが分かった。年金記録の標準報酬月額を、受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で勤務していた時の申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より少ない。」と主張しているところ、同社の他の元従業員からも、同様の供述がある。

しかしながら、申立人の元同僚が所持する複数枚の給料明細書（写）から、当該事業所において給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額であり、実際の給与額から算出された保険料額ではないことが確認できる。

また、当該事業所において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者となった申立人を含む3人の女性の資格取得時の標準報酬月額は同額であり、その後も同額又はほぼ同額で推移していることがオンライン記録から確認できる上、減額又は遡っての訂正等不自然な点も見当たらない。

これらのことから判断すると、当該事業所においては、従業員に支払った給与総額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ることが常態となっていた事情がうかがわれる。

さらに、当該事業所は適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡しているため、申立人の申立期間の給与額及び保険料控除について確認することができない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年11月10日まで

私は、A社で売上関係の事務を担当していた。フルタイムで働いており、当時の同僚は皆社会保険に加入していた。私だけが加入していないはずはない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚及び社長は、昭和38年頃に、申立人がA社で事務職として勤務していたことを証言しているが、申立人の入社時期等については記憶していない上、当時の給与担当者は既に死亡しており、当時の関係書類も保管していないことから、申立人の申立期間に係る当該事業所における厚生年金保険の加入状況は確認できない。

また、申立期間に勤務していた同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載によれば、当該事業所では、昭和38年6月30日に社会保険事務所(当時)の調査を受けており、社員9人について資格取得時訂正等の処理が行われていることが確認できることから、申立人は、この調査時点で、厚生年金保険の加入対象者として扱われていなかったと推認される。

さらに、申立期間におけるA社の「健康保険、厚生年金保険被保険者名簿」の健康保険被保険者整理番号には欠番が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。